

## 宗教法人の固定資産税 Q&A

**QA1** 宗教法人に固定資産税はかかりますか。

宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地は非課税です。一方、本来の用に供しない、例えば収益事業として保有する貸しビル等については課税されます。

**QA2** 境内建物及び境内地の範囲について教えてください。

宗教法人法第三条には以下のように定められています。

この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条（→下記、宗教法人法第二条参照、記：谷口）に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏※1、教職舎、宗務庁※2、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。） →★宗教法人の境内建物の範囲が明記され、①人、②居住の有無が条件ではない。

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

以下、上記の参考として、谷口が追記

※1：寺院の僧侶の居住する場所、また寺内の時食を調える、つまり台所も兼ねる場合がある。なお現代では、その多くは僧侶の居住する場所をいうことが多い。

※2：属する寺院や僧侶に関わる登録・認証やその情報管理、僧侶の養成や研修、また教義や活動の広報、出版事業など行う

### 【参考】固定資産税の課税主体、課税客体

**課税主体** 固定資産税は、原則として固定資産の所在する市町村が課する。ただし、償却資産のうち船舶、車両その他移動性の資産（総務大臣が指定するものは除く。）については、その主たる定けい場又は定置場所在の市町村が課する。なお、船舶で主たる定けい場の不明の場合は定けい場所在の市町村で船籍港があるものを主たる定けい場所在の市町村とみなす（法 342①②）。

**課税客体** 固定資産税でいう固定資産とは、土地、家屋及び償却資産の総称で、地方税法で次のように規定されている（法 341）。

- ・土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の土地をいう。
- ・家屋：住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫、その他の建物をいう。
- ・償却資産

## 【参考】固定資産税 非課税の範囲

令和3年度 税制改正対応版

税務用語辞典 地方税 固定資産税・都市計画税（市町村税） 税務研究会

### 非課税の範囲

更新日：2021年12月07日

法令表記の凡例を表示

(1) 国、都道府県、市町村等はその公的な性格から全て固定資産税は課されない(人的非課税)(法348①)。  
(2) その固定資産の性格及びその固定資産が供されている用途にかんがみ非課税とされるもの(物的非課税)には、例えば次のようなものがある(法348②)。  
①国、都道府県、市町村等が公用又は公共の用に供する固定資産(一)、  
②独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供するもの(二、令49の4①)、  
③鉄・軌道業者が特定の市街地の区域又は成田国際空港及びその周辺の一定区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネル(二の五、令49の5)、  
④公共の危害防止のために設置された鉄道事業又は軌道経営の用に供する踏切道及び踏切保安装置(二の六)、  
⑤宗教法人がもつばらその本来の用に供する境内建物や境内地(三)、  
⑥墓地(四)、  
⑦公共の道路、運河用地及び水道用地(五)、  
⑧保安林に係る土地(特定の施設の用に供する土地を除く。)(七)、  
⑨国宝、重要文化財、天然記念物等に指定された家屋又はその敷地(八)、  
⑩学校の校舎、寄宿舎の用に供する固定資産(九)、  
⑪独立行政法人国際協力機構(二十八)などが一定の業務の用に供するもののうち事務所及び宿舍の用に供する固定資産以外の固定資産

また、各種の特別法によって設立された特定の組合やその連合会等が所有し、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税は課されない(法348④)。

## 【参考】宗教法人法

### 第一章 総則

(この法律の目的)

#### 第一条

1 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

(宗教団体の定義)

#### 第二条

この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設をえる神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体  
(境内建物及び境内地の定義)

#### 第三条

この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一面の土地(立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含

む。以下この条において同じ。)

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。)

五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

(法人格)

#### 第四条

1 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

(所轄庁)

#### 第五条

1 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

以下、略

\*\*\*\*\*

#### 【参考】宗教法人の境内地・境内建物証明願申請書(兵庫県)

概要	宗教法人が専ら自己又は被包括宗教法人の宗教の用に供する境内建物又は境内地に該当することの証明
提出先	文書課 078-341-7711(内線 2198, 2199)
備考	土地、建物を取得した場合は【登録免許税】(国税)、【不動産取得税】(納税先：都道府県)が課税されますが、宗教法人が専ら自己又は被包括宗教法人の宗教の用に供する境内建物又は境内地を取得する場合は、登録免許税、不動産取得税が非課税となります。ただし、 <u>非課税となるためには知事の証明が必要であり、そのための申請書がこの「証明願」です。</u> 必要に応じて現地調査を行い、当該不動産が専ら宗教の用に使用されていることを確認した上で証明書を発行します(確認できない場合は証明できません)。
ダウンロード ファイル	<a href="#">宗教法人の境内地・境内建物証明申請書 [Microsoft Word 文書 27KB]</a> <a href="#">宗教法人の境内地・境内建物証明申請書 [Adobe PDF 文書 113KB]</a>